

## 医療連携推進方針

## 1. 医療連携推進区域

酒田市、鶴岡市、飽海郡遊佐町、東田川郡庄内町、東田川郡三川町

## 2. 参加法人

- ・ 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構  
日本海総合病院、酒田医療センター
- ・ 一般社団法人酒田地区医師会十全堂  
酒田地区医師会十全堂、在宅医療・介護連携支援室ポンテ、訪問看護ステーションスワン
- ・ 一般社団法人酒田地区歯科医師会  
酒田地区歯科医師会
- ・ 一般社団法人酒田地区薬剤師会  
酒田地区薬剤師会
- ・ 医療法人健友会  
本間病院、のぞみ診療所、介護老人保健施設ひだまり、本間病院在宅介護支援センター、訪問看護ステーションかがやき、酒田市地域包括支援センターなかまち、認知症対応型通所介護施設楽楽、介護予防特化型通所介護あゆみ、有料老人ホームてんまの家
- ・ 医療法人山容会  
山容病院、グループホームわだち
- ・ 医療法人宏友会  
上田診療所、介護老人保健施設うらら、居宅介護支援事業所上田診療所、居宅介護支援事業所在宅介護支援センターうらら、うららホームヘルプサービス、グループホームほなみ、酒田市地域包括支援センターほくぶ、デイサービスあい・たくせい、居宅介護支援事業所あい・たくせい
- ・ 社会福祉法人光風会  
介護老人保健施設シェ・モワ、特別養護老人ホーム芙蓉荘、ショートステイひめふよう、デイサービスセンターたんぼぼ、芙蓉荘居宅介護支援サービス、グループホームはまゆう、地域密着型介護老人福祉施設あおい、ショートステイあおい、小規模多機能ふよう、シェ・モワ通所リハビリテーション、シェ・モワ訪問介護サービス、シェ・モワ介護支援サービス、障がい者支援施設光風園、光風園相談支援事業所、障がい福祉サービス事業たぶの木、グループホーム三ツ葉荘、グループホームつばさ、グループホームひかり、グループホームきらり、グループホームあかり、酒田市地域包括支援センターはくちょう
- ・ 社会福祉法人かたばみ会  
特別養護老人ホームかたばみ荘、ショートステイサービスかたばみ荘、デイサービスセンターかたばみ荘、在宅介護支援センターかたばみ荘、多機能施設かたばみ荘、養護老人ホームかたばみの家、特定施設かたばみの家

## 3. 理念・運営方針

(理念)

ここ庄内地域において急速に進む少子高齢化、過疎化の状況の中で、山形県が進める地域医療構想の実現を図り、地域包括ケアシステムのモデルを構築し、医療、介護、福祉等の切れ目のないサービスを、将来にわたって安定的に提供することを目指す。

(運営方針)

- ・ 参加法人間において地域に必要な診療機能、病床規模の適正化を図り、将来を見据えた医療需要に対応できるよう業務の連携を進め、地域医療構想の実現を図る。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築を行政と共に進め、地域住民が住み慣れた地域で、切れ目なく適切な医療、介護、福祉、生活支援が提供できる取組みを進める。
- ・ 参加法人の個性、特徴を活かした相互連携を進め、優秀な人材の育成や持続可能な経営を通じて地域に貢献する。
- ・ 参加法人は、公共の福祉のために、連携推進業務の推進を図る責任を負う。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

- ・ 診療機能等の集約化・機能分担、病床規模の適正化  
具体的には、重複投資等の抑制と効率化を図るため、環境が整い次第、日本海総合病院に検査機能及び手術機能の集約化を進めていく。一方、維持透析機能については、本間病院への集約化を進めていく。  
また、地域医療構想の実現に向け、病床規模の適正化を図るため、病床調整等の検討を行う。
- ・ 医療機器等の共同利用  
具体的には、CT、MRI等の高額医療機器の重複投資等を抑制し、参加法人間で共同利用出来る仕組みを構築する。
- ・ 医療材料・薬品等の共同交渉・共同購入  
具体的には、参加法人間でのスケールメリットを活かした医療材料・薬品等の共同交渉・共同購入を通じ、参加法人の経営効率化を図る。
- ・ 委託業務の共同交渉  
具体的には、参加法人が個々に委託する管理業務等について見直し、検討を行い、スケールメリットを活かせる業務から順次、共同交渉を行っていく。
- ・ 連携業務の効率化  
具体的には、患者IDの共通化を行い、電子カルテ、会計システム、部門システム等の連動を推進し、連携業務の効率化を図る。
- ・ 医療介護従事者の派遣体制の整備、人材育成、人事交流  
具体的には、医療介護従事者の確保が難しい事業所に対して、体制を整備し、参加法人間で職員の派遣を行う他、人材育成の一環として、共同での研修会の開催や人事交流を行う。  
また、介護従事者の確保においては、職員養成を行う仕組みを構築し、職員定着を図るとともにサービスの質の向上を目指す。
- ・ 入院患者の在宅療養生活への円滑な移行の推進、病院と介護施設の連携強化  
具体的には、統一的な退院支援、退院調整ルールの設定や地域連携クリティカルパスの充実を図り、それを可能とするために必要な施設情報、患者情報の共有を、ICT等を利用し行う。  
また、要介護者の急変時に対応できるよう、24時間、365日対応できる病院（日本海総合病院、酒田医療センター、本間病院、山容病院）、診療所（上田診療所等）、介護施設（ひだまり、うらら、シェ・モア、かたばみ荘等）、訪問看護ステーション（スワン、かがやき等）の連携

体制の強化を図り、地域包括ケアシステムの構築を実現する。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

- ・ 介護事業所を持つ参加法人間（医師会、健友会、山容会、宏友会、光風会、かたばみ会）で役割分担を明確化し、業務の効率化を図ると共に 24 時間対応できる体制作りや新たな業務内容（訪問リハビリ等）の検討を行う。
- ・ 医療、介護、介護予防、住まい、生活支援等のサービスを包括的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の取組みを支援する。また、訪問歯科診療（歯科医師会）や公益的な薬局としての役割を果たすカイエイ薬局（薬剤師会）の運営等、個々の事業をより充実させると共に地域包括ケアシステムの中での多職種との連携強化を図っていく。
- ・ ちようかいネットの充実と在宅患者をチームで支える多職種の連携を強めていく。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第 70 条の 2 第 4 項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。